

厚生労働省発基労第 0227001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(仮称)要綱(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係)」について、貴会の意見を求める。

平成18年2月27日

厚生労働大臣 川崎 二郎

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(仮称) 要綱

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係)

第一 通貨以外のもので支払われる賃金の評価

賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定めるものとする。
(第二条第三項関係)

第二 労働保険料の申告及び納期限の変更

継続事業に係る労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を保険年度の六月一日から四十日以内(保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日から五十日以内)に変更するものとする。
(第十五条第一項並びに第十九条第一項及び第三項関係)

第三 事業所情報の提供

行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができるものとする。
(第四十三条の二関係)

第四 施行期日

第一及び第二については平成二十年四月一日から、第三については公布の日から施行するものとする。